

議案第六十七号

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年九月八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成十年港区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二十八条の五第一項又は第二十八条の六第二項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」を「第二十八条の四第一項又は第二十八条の五第一項の規定により採用されている職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第四項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同

第三条第一項ただし書、第四条及び第五条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条第三項中「には」を「並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合

には、区規則の定めるところにより」に改める。

第十三条第一項及び第十八条第二項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

付 則

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）附則第六条第一項若しくは第二項又は第七条第一項若しくは第三項の規定により採用された職員は、この条例による改正後の港区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第二条第三項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

（説明）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和三年法律第六十三号）の施行による地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）の一部改正に伴い規定を整備するほか、職員の健康及び福祉を考慮して休憩時間を追加することができることとするため、本案を提出いたします。